四十七　犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成十九年法律第百三十三号）に基づく手続等	[号を加える。]
四十八　資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）に基づく手続等	五十八　資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）に基づく手続等（第百三条第二項に基づく手続等を除く。）
四十九　株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）に基づく手続等	五十九　株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）に基づく手続等（第二十四条第二項及び第二十五条第八項（第三十三条第二項において準用する場合を含む。）に基づく手続等に限る。）
五十　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）に基づく手続等	[号を加える。]
五十一　民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第百一号）に基づく手続等	[号を加える。]
五十二　公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）に基づく手続等	[号を加える。]
五十三　預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三十九号）に基づく手続等	[号を加える。]
五十四　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）に基づく手続等	[号を加える。]
五十五　事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）に基づく手続等	[号を加える。]
五十六　重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律に基づく特別社会基盤事業者による特定侵害事象等の報告等に関する命令（令和八年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第四号）に基づく手続等	[号を加える。]
備考　表中の［　］の記載及びその標記部分に二重傍線を付した規定の当該標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この告示は、公布の日から適用する。ただし、別表第五十六号の改正規定は、令和八年十月一日から適用する。

○厚生労働省告示第二百五十六号

労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率（平成三十一年厚生労働省告示第二百十二号）の一部を次のように改正し、令和八年七月一日から適用する。ただし、令和八年六月三十日以前の休業補償の額の算定に当たり用いる率については、なお従前の例による。

令和八年六月三十日

厚生労働大臣　上野賢一郎

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、令和八年七月一日から同年九月三十日までの間における休業補償の額の算定に当たり用いる率は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める率とする。	労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、令和八年四月一日から同年六月三十日までの間における休業補償の額の算定に当たり用いる率は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める率とする。
一～三　（略）	一～三　（略）